

○三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付要綱

令和2年3月27日告示第31号

改正

令和7年1月28日告示第15号

三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の給水区域以外の区域において、生活用水の安定的な確保を図るため、給水施設を整備する必要がある者に対し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 三春町給水条例（平成9年三春町条例第19号）第2条に規定する区域をいう。
- (2) 生活用水 農業用水を除き、飲用、炊事用、入浴用、その他の日常生活に使用する水をいう。
- (3) 給水施設 深井戸（水を通し難い地層より下にある被圧水を水源とする井戸）を活用した生活用水を確保するための施設をいう。
- (4) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料及びこども園保育料をいう。
- (5) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、給水区域以外の区域とする。
ただし、給水区域内であっても配水管の布設が著しく困難であると認められる地域であって、生活用水を確保する必要があると町長が認める区域を含むものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域内に居住する者のうち、単独又は共同により給水施設を整備しようとする者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 別荘等の一時的な居住の用に供する住宅、事業用の事務所及び店舗その他これらに類する建物を除き、居住用の住宅として利用する建物（以下「居住住宅」という。）の所在地に住民登録を行っていること。

(2) 居住住宅において、現に生活用水の確保が困難な状況であること、又は困難な状況になることが予想されること。

(3) 居住住宅に居住する者全員（以下「世帯員」という。）が町税等を滞納していないこと。

(4) 世帯員が三春町暴力団排除条例（平成24年三春町条例第21号）に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が三春町内の事業者（法人町民税を納付している法人又は町内に住所を有する個人事業主）に依頼して実施する給水施設のボーリング工事等のさく井工事（深井戸の施工に限る。）及びそれに必要な付帯工事のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 取水管工事費

(2) ポンプ設置工事費

(3) 貯水タンク設置工事費

(4) 浄水器設置工事費（浄水器の台数は1台までとする。）

(5) 水質検査費（井戸設置時及び浄水器設置後、いずれも1回までとする。）

（補助金の交付額等）

第6条 補助金の交付額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象者の区分	補助金の額
(1) 給水施設を整備する補助対象者の世帯員のうち、いずれかの者が住民税の所得割が課税されている場合（住民税の課税状況は、申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の課税状況とする。）	前条各号に規定する補助対象経費のうち、100万円を超える部分の3分の1以内の額とし、40万円を限度とする。（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
(2) 共同により給水施設を整備する場合	
(3) 給水施設を整備する補助対象者の世帯員に住民税の所得割が課税されていない場合（住民税の課税状況は、申請があった月の属する年度（申請があった月が4月から6月ま	前条各号に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

での場合にあつては、前年度）の課税状況とする。）	
---------------------------------	--

2 前項に規定する補助金の交付は、原則として同一世帯について1回限りとし、他の移転補償及び補助金等の交付を受けている場合は交付しないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 工事費等の内訳が確認できる見積書の写し
- （3） 給水施設と居住住宅との位置関係が分かる図面
- （4） 共同利用の場合は、代表者選任届兼誓約書（様式第3号）
- （5） 他人の土地に給水施設を整備する場合は、土地使用承諾書（様式第4号）
- （6） 誓約書兼同意書（様式第5号）
- （7） 世帯員の住民票の写し（前号に規定する誓約書兼同意書を提出し、世帯員の住民基本台帳の情報について、町長が確認することに同意をした場合を除く。）
- （8） 世帯員の町税等の納付に係る証明書及び住民税の課税に係る証明書（第6号に規定する誓約書兼同意書を提出し、世帯員の町税等に係る納付状況及び住民税の課税状況の情報について、町長が確認することに同意をした場合を除く。）
- （9） 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定し、三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた後、補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者はやむを得ない理由がある場合は、町長の承認を得て前条の規定による交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手することができる。

（変更の申請等）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた申請者は、補助金申請内容を変更、又は中止する場合は、三春町生活用水確保対策等整備事業計画変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更を承認し、又は不承認としたときは、三春町生活用水確保対策等整備事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、三春町生活用水確保対策等整備事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業経費内訳書（様式第10号）
- （2） 工事等に要した金額及び明細等が確認できる契約書等の写し
- （3） 三春町内の事業者が発行した工事完了証明書（様式第11号）
- （4） 浄水器を設置した場合は、その性能及び仕様を証する書類
- （5） 水質検査結果の写し（水質検査結果が水質基準に適合しない場合であっても提出すること。）
- （6） 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果を適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、速やかに実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、三春町生活用水確保対策等整備事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （2） 補助金をこの目的以外に使用したとき。

(3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に実施した補助事業のうち、平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に契約を締結した事業については、第9条及び第10条の規定を除き、この要綱の規定を適用する。この場合において、補助金の交付申請及び貸付金の借入申込の期限は令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定による補助金の交付申請において、第5条中「三春町内の事業者（法人町民税を納付している法人又は町内に住所を有する個人事業主）」とあるのは「事業者」と、第6条表中「申請があつた月の属する年度（申請があつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「給水施設の整備が完了した月の属する年度（整備が完了した月が令和2年4月から6月までの場合にあつては、前年度）」と、第11条第3号中「三春町内の事業者が発行した工事完了証明書（様式第11号）」とあるのは「工事が完了したことが確認できる書類」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による補助金の交付申請において、申請者は、第7条に規定する補助金交付申請書に、同条各号に規定する書類に替えて、第11条各号に規定する書類を添えて申請するものとし、第11条に規定する実績報告書の提出を省略することができる。

4 第1項の規定による貸付金の借入申込において、貸付を希望する者は、第16条第3項に規定する借入申込書に給水施設を整備する目的で現に金融機関等から借入していることを証する書類を添えて、借入申込をすることができる。

附 則（令和7年1月28日告示第15号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。